

国自安第24号
令和元年5月23日

公益社団法人全日本トラック協会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について

国土交通省においては、平成29年6月にまとめられた「事業用自動車総合安全プラン2020」に基づき、事業用自動車における飲酒運転ゼロを目指とし、様々な取組を実施しているところですが、今年に入り、事業用自動車の飲酒を伴う事故について12件（タクシー：2件、トラック：10件）発生したことを把握しております。

平成28年5月に閣議決定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」においても、点呼時のアルコール検知器の使用と目視等での酒気帯びの有無の確認について更なる徹底を図ることとしており、政府としても飲酒運転の根絶に強力に取り組んでいる中で飲酒運転が行われたことは、運送事業に対する社会の信頼を揺るがす事態であり、誠に遺憾であると言わざるを得ません。

つきましては、飲酒運転を防止する取組として、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用していただくとともに、特に下記の事項について貴会傘下会員に対し改めて周知徹底をお願い致します。

記

運転者に対する指導・監督、点呼等において、以下のことを徹底すること。

- (1) 飲酒による身体への作用・影響や飲酒運転の危険性等を事例を用いて理解させること。
- (2) 確実な点呼の実施体制が確保できているか確認し、必要に応じ見直しを行うとともに、点呼時におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を行うこと。
- (3) 運転者の飲酒状況を把握するとともに、日常的に飲酒する習慣がある運転者に対しては、遠隔地の点呼において確実に酒気帯びの有無を確認できる機器を用いるなどにより管理を行うこと。

(参考)

「アルコール健康障害対策推進基本計画」（平成28年5月31日閣議決定）

IV 基本的施策

1. 教育の振興

（3）職場教育の推進

○自動車運送事業における運転者の飲酒運転の防止のため、講習・セミナー等を通じ、運行管理者・運転者に対してアルコールに関する基礎知識や飲酒運転の禁止等について周知・指導を行う。また、点呼時のアルコール検知器の使用と目視等での酒気帯びの有無の確認について、更なる徹底を図る。

国自安第72号の2
令和元年8月2日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について

今般、事業用自動車事故調査委員会が下記のとおり事業用自動車事故調査報告書を公表しました。

今後、同種の事故を未然に防止するため、同報告書において提言のあった再発防止策について、運送事業者等の関係者において積極的に取り組まれるよう貴会傘下会員に対し周知方お願いいたします。

特に、大型トラクタ・バンセミトレーラの衝突事故（別添1）については、報告書中、「運行経路上にある約7時間半のフェリー乗船中に同僚運転者についてもフェリー内での飲酒が確認されるなど、当該事業者の運転者の中では、フェリー乗船中の飲酒が常態化していた。この慣習は長らく当該事業者の運転者の中でまん延していたものであり、その廃止を進言したり会社に報告したりする者がいないまま、継続されてきたものと考えられる。」とされているところ、貴会傘下会員において、運行経路にフェリーを組み入れている事業者に対しては、フェリー乗船中の運転者の休息方法を改めて点検する等により、輸送の安全に万全を期すよう併せて周知方お願いいたします。

記

- ・別添1 [特別重要調査対象事故]
　　大型トラクタ・バンセミトレーラの衝突事故（大阪市平野区）
- ・別添2 [重要調査対象事故]
　　大型トラックの衝突事故（愛知県岡崎市）
- ・別添3 [重要調査対象事故]
　　大型トラックの衝突事故（長崎県佐世保市）
- ・別添4 [重要調査対象事故]
　　大型乗合バスの衝突事故（兵庫県神戸市）

※ 事業用自動車事故調査報告書については、下記URLより確認いただけます。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

事業用自動車事故調査報告書 概要 ～大型トラクタ・バンセミトレーラの衝突事故～ (大阪市平野区)

事故概要

平成29年11月22日0時41分頃、大阪市平野区の阪神高速14号松原線の下り線において、大型トラクタ・バンセミトレーラがアルミ鋼材約16,000kgを積載して走行中、第1通行帯から第2通行帯へ車線変更した際、第2通行帯を走行していたタクシーに衝突し、さらにタクシーを中央分離帯との間に挟みながら走行を続け、タクシーは中央分離帯の街灯に衝突して停止した。

この事故により、タクシーの乗客1名が死亡し、乗客1名と運転者が重傷を負った。

なお、事故時、大型トラクタ・バンセミトレーラの運転者は、基準値を超えるアルコールを身体に保有していた。



事故状況図



原因

- 当該運転者が、片側2車線の第1通行帯を走行中、標識灯の黄色の点滅灯火を工事規制の灯火であると誤認し、右後方の安全確認を行うことなく漫然と第2通行帯に進路変更をしたため、同車両を追い抜こうとしていたタクシーに気付かずに衝突した。
- 同運転者は、事故前に乗船していたフェリー内で焼酎を飲み、フェリーを下船する際には点呼を受けることもアルコール検知器で検査をすることもせずに運転を開始した。このため事故時においては、著しく注意力、判断力が低下していた。
- 同事業者の運転者の中では、フェリー乗船中の飲酒が常態化していた。この慣習は長らく同事業者の運転者の中でまん延していたものであり、その廃止を進言したり会社に報告したりする者のいないまま、継続されてきたものと考えられる。
- 同事業者の社内規程において、飲酒運転惹起者又は検挙された者は、懲戒解雇とする規定を設けていたことや、毎月実施している職場内教育時に飲酒運転防止の指導を実施していたが、その一方で、フェリーや下船時の点呼が行われていなかったことやアルコール検知が行われていなかったこと、フェリー内の飲酒の正確な情報を把握していないことなど、飲酒運転の抑制に関しての運行管理が形骸化していた。このようなことから、同事業者内では長期間にわたり違法精神を欠いた運転者間での行動が放置されていたことが、このような飲酒運転による重大事故につながったものと考えられる。

再発防止策

★事業者は、飲酒運転を防止するため、次の取り組みをすることが重要である。

- ・運転者に対し、点呼の実施時期を指示し、運行管理者が点呼を実施できる体制を確保した上で確実に実施すること。また、泊まりの運行では、指示した点呼の実施時期を過ぎても電話がない場合は、運行管理者等が電話することにより確実な点呼を実施すること。
- ・電話点呼時に休息期間内の飲酒の有無を口頭で確認するとともに、**アルコール検知器を用いて適切に実施すること。**
- ・出先でのアルコール検知を確実に実施するため、実施状況や測定結果が**リアルタイムで送信できる検知器等の導入を進めること。**
- ・社内規程等に「**労働協約違反として解雇されることもあり得る。」**を規程し、運転者を指導すること。
- ・運行途中にフェリーを頻繁に利用する事業者は、運行管理者等が、必要に応じ、**抜き打ちでフェリーに乗船し、運転者の休息期間の過ごし方を確認する必要がある。**
- ・アルコールが検知された場合、アルコールが検知されなくなるまで運転をさせないこと。
- ・運転者に対し、飲酒運転は、悲惨な事故を引き起こすことを飲酒運転による**事故事例の映像等を用いて周知すること。**